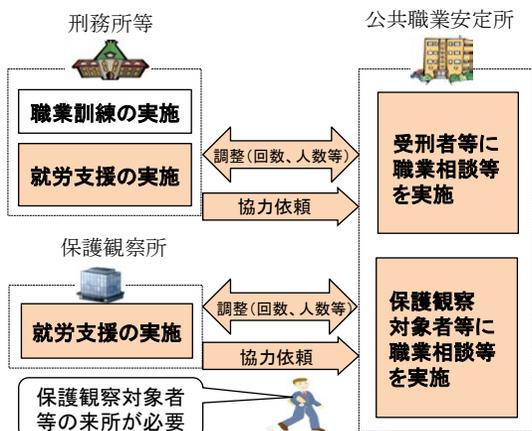


# 「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：法務省、厚生労働省 勧告日：平成26年3月25日  
 回答日：法務省 平成26年11月11日  
 厚生労働省 平成26年11月7日

## 1 就労支援の適正かつ効果的な実施

### 就労支援の仕組み



### 調査結果

- **刑務所等・保護観察所と公共職業安定所の連携不足**
  - 刑務所と安定所間の調整(回数、人数等)が不足  
→ 支援対象者(受刑者)の9割に対し、職業相談等が未実施(広島)
  - 支援対象者(保護観察対象者等)が安定所に来所せず  
保護観察所と安定所間の連絡が不足  
→ 職業相談等が未実施(札幌、山形、広島、高松、福岡)
- **定員充足率が低調である職業訓練科目の見直し不十分**
  - 溶接科[札幌(20%)]、建築塗装科[札幌(20%)]、内装施工科[福井(15%)]
  - 具体的な原因分析や定員を充足させる取組等が不十分

### 勧告

- **連携強化**
- **職業訓練科目の見直し**

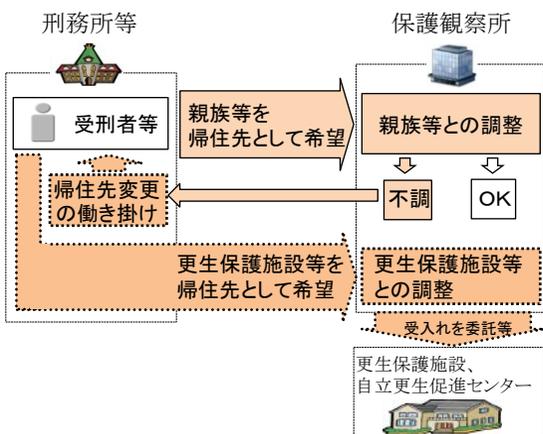
### 主な改善措置

(法務省、厚生労働省)  
**実施要領の改正等により、関係機関による協議・相互連絡の仕組みを整備**

(法務省)  
**定員充足率調査を実施中。今後、原因分析を行い、充足率向上に向けた取組を推進**

## 2 住居確保の推進

### 行き場のない出所者等の住居確保の仕組み



### 調査結果

- **更生保護施設及び自立更生促進センター(注)への受入れが不十分**
    - 年間収容率が全国平均(8割)を下回る更生保護施設 47/103施設
    - 全国4センターの年間収容率の平均 3割
- (要因)  
 帰住先変更の働き掛けが不十分

### 勧告

- **受入れの促進**

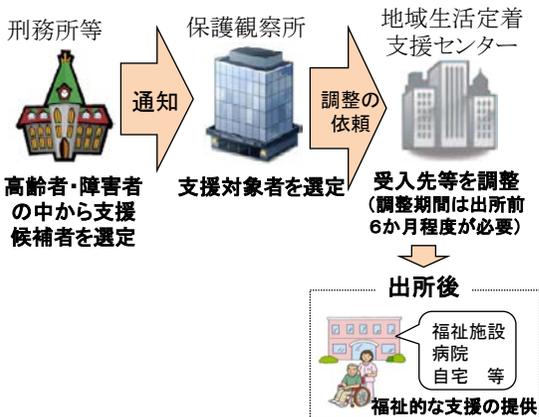
### 主な改善措置

(法務省)  
**通知を発出し、受刑者等に対する帰住先変更の働き掛けの徹底を刑務所長等に指示**

(注) 親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰が難しい刑務所出所者等を対象とした国立の更生保護施設。福岡県、福島県、北海道及び茨城県の4か所に設置。

### 3 福祉的な支援の適正かつ円滑な実施

#### 高齢者・障害者への福祉的な支援の仕組み



#### 調査結果

- 刑務所等・保護観察所と地域生活定着支援センターの連携不足
  - ・ 支援候補者の選定の遅延
    - 支援センターの調整期間が確保できず
    - 保護観察所が調整依頼断念（宇都宮、広島、長崎）
- ⇔ 候補者選定段階から支援センターが参画（札幌、名古屋、福井）

#### 勧告

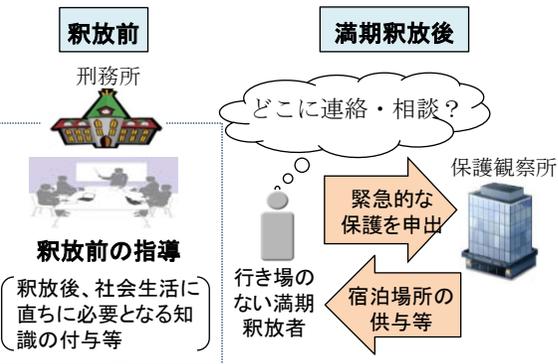
- 連携強化

#### 主な改善措置

(法務省)  
 通知を発出し、支援候補者の選定の早期化、選定段階からの支援センターの参画等を関係機関に指示

### 4 満期釈放者への指導・支援の充実

#### 満期釈放者への指導・支援



#### 調査結果

- 満期釈放者への釈放前の指導が不十分
  - ・ 指導がビデオ視聴を中心に3時間弱の刑務所(高松)
    - < 標準的な指導期間は2週間。ただし、指導時間の下限設定なし >
- 行き場のない満期釈放者が緊急的な保護を求める場合に連絡先分からず
  - ・ 全国の保護観察所の連絡先を特に周知せず

#### 勧告

- 充実強化
- 全国共通の電話番号の導入・周知

#### 主な改善措置

(法務省)  
 満期釈放者向け指導用教材の作成、指導時間の下限(22時間)の設定

(法務省)  
 全国共通の電話番号の設置経費を予算要求

# 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年3月～26年3月
- 2 調査対象機関 法務省、厚生労働省、農林水産省

【勧告日及び勧告先】 平成26年3月25日 法務省、厚生労働省

【回答年月日】 法務省 平成26年11月11日  
厚生労働省 平成26年11月7日

## 【調査の背景事情】

- 我が国では、検挙人員に占める再犯者の割合や入所受刑者に占める再入所者の割合が上昇の一途をたどり、また、満期釈放者の過半数が5年以内に再入所しているなど、再犯防止が重要な政策課題
- 刑務所等における施設内処遇から出所等後の社会内処遇への継続性と一貫性を保ちつつ、改善更生を促し、刑務所出所者等の生活基盤を整えて円滑な社会生活への移行を促進する社会復帰支援対策は、再犯防止を図る上で極めて重要な取組
- 政府は、平成24年7月に策定した「再犯防止に向けた総合対策」（犯罪対策閣僚会議）及び25年12月10日に閣議決定した「「世界一安全な日本」創造戦略」により、就労の確保、住居等の確保、満期釈放者等に対する支援の充実・強化等の社会復帰支援対策を推進
- この行政評価・監視は、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策を推進し、もって再犯防止を図る観点から、関係機関における刑務所出所者等に対する就労支援等の取組の実施状況等を調査

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 刑務所出所者等に対する就労支援の適正かつ効果的な実施</b></p> <p><b>(1) 刑務所出所者等就労支援事業の適正かつ効果的な実施</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>法務省及び厚生労働省は、就労支援事業を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑務所等と安定所は、相互の連携を十分に図り、実施要領に則して、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 法務省と厚生労働省は連携して、刑務所出所者等（注）に対し、就労支援事業を実施</p> <p>（注）刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）収容者、少年院在院者、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者</p> <p>○ 就労支援事業は、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）並びに保護観察所が、刑務所出所者等のうち、稼働能力・就労意欲等一定の要件を満たした者を、支援対象者又は準支援対象者（以下「支援対象者等」という。）に選定し、公共職業安定所に就労支援の協力依頼を行うことにより実施</p> <p>○ 刑事施設収容者及び少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に対する就労支援事業では、刑務所等の依頼を受け、公共職業安定所が、刑務所等を訪問し、受刑者等の求職申込みの受理、職業相談・職業紹介を実施</p> <p>（注）「関係機関が講じた改善措置状況」における「刑事施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所の総称であり、「矯正施設」は、刑事施設に、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を加えた総称である。また、「更生保護官署」は、地方更生保護委員会と保護観察所の総称である。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 職業相談の年間計画回数、人数等に係る刑務所と公共職業安定所間の事前の調整不足により、支援対象とされた受刑者等の9割に対し、職業相談・職業紹介が未実施（1刑務所・1安定所）</p>	<p>（法務省及び厚生労働省）</p> <p>○ それぞれ矯正施設の長、都道府県労働局職業安定部長に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援の年間計画は、矯正施設と公共職業安定所との間で、実施体制やこれまでの就労支援実績を踏まえて十分に協議し、相互に了解した上で策定すること</li> <li>就労支援の実施に当たっては、年間計画に基づき支援対象者等を適切に選定し、年間計画に基づく支援が困難となった場合には、矯正施設と公共職業安定所との間で実施体制や支援対象者等の送り出しについて再度協議し、次年度以降の年間計画に確実に反映させること</li> </ul> <p>（「刑務所出所者等就労支援事業の実施に当たっての留意事項について」（平成26年5月1日付け法務省矯正局成人矯正課企画官・少年矯正課企画官事務連絡）、「刑務所出所者等就労支援事業」の運用について」（平成26年4月1日付け職派就発0401第1号職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長内かん）</p> <p>○ 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」を改正し、矯正施設が支援対象者等の希望する支援内容を確認し、当該内容を明示的に公共職業安定所に伝達できるよう、矯正施設から公共職業安定所に提出する「支援対象者個人票A」に「希望就労支援内容」欄を追加し、就労支援の協力依頼内容の認識共有を図ることとした。</p> <p>（「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について」（平成26年5月1日付け法務省矯正第928号矯正局長通達）、「刑務所出所者等に対する就労支援について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け職発0331第14号職業安定局長通達）</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>○ 平成26年6月20日に開催した全国職業安定部長等会議において、勧告事項及びそれに対応した「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」の改正</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑務所等は公共職業安定所に職業紹介まで依頼したものと認識していたが、公共職業安定所においては職業紹介までの依頼と認識されず未実施（1 刑務所・1 安定所、1 少年院・1 安定所）</li> <li>○ 少年院が就労支援事業の仕組みを誤認していたため、支援対象者等への職業紹介の意向確認が未実施（1 少年院）</li> </ul>	<p>内容について周知するとともに、適切な事業の遂行に努めるよう指導した。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>② 保護観察所と安定所は、実施要領等において、支援対象者等に関する相互の連絡・報告のルールに係る所要の規定の整備・充実を行うことにより、連携の強化を図り、就労支援事業を適切かつ確実に実施すること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 保護観察対象者に対する就労支援事業は、公共職業安定所が、保護観察所から依頼を受け、職業相談、職業紹介、セミナー、事業所見学会等の就労支援を実施</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 公共職業安定所と保護観察所間の連絡不足により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象者等が公共職業安定所に来所せず、職業相談等が未実施のまま、就労支援が終了（5 保護観察所・5 安定所）</li> <li>・ 更生緊急保護（注）を適用し保護を継続したにもかかわらず、保護観察期間の満了とともに未就労のまま就労支援が途中終了（3 保護観察所・3 安定所）</li> </ul> <p>（注）保護観察所が、保護観察期間満了者等の申出に基づき、緊急に、宿泊場所や金品の供与等を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職が決まった支援対象者等に求人情報を送付（1 保護観察所・1 安定所）</li> </ul>	<p>（法務省及び厚生労働省）</p> <p>○ 「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」を改正し、以下のとおり、保護観察所、公共職業安定所相互の連絡・報告に係る規定の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象者等が長期間公共職業安定所に来所しないなど、就労支援の実施状況に問題が生じた場合は、公共職業安定所は保護観察所に連絡の上、「就労支援状況報告書」（注）により問題の協議及び解決を図ること</li> </ul> <p>（注）支援メニューの取組状況に問題が生じた支援対象者等について、発生した問題の内容、これまでに実施した就労支援の状況等を、公共職業安定所から保護観察所に報告するための書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護観察期間満了後、支援対象者等に更生緊急保護を適用する場合は、保護観察所から公共職業安定所にその旨を連絡すること</li> <li>・ 支援対象者等が公共職業安定所を介さずに就職するなど、支援の継続が不要な事情等を保護観察所が把握した場合は、速やかに保護観察所から公共職業安定所にその旨を連絡すること</li> </ul> <p>（「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」の一部改正について）（平成 26 年 3 月 31 日付け法務省保更第 36 号保護局長通達）及び「刑務所出所者等に対する就労支援の推進における留意事項について（通知）」の一部改正について）（平成 26 年 3 月 31 日付け法務省保更第 38 号保護局更生保護振興課長・観察課長通知）、「刑務所出所者等に対する就労支援について」の一部改正について）</p> <p>上記のほか、保護観察所と公共職業安定所との全般的な連携強化のため、以下の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「就労支援チーム」（注）を、支援対象者等の就職活動地を管轄する公共職業安定所に設置し、当該支援対象者等を担当する保護観察官を構成員とすること</li> </ul> <p>（注）保護観察官、公共職業安定所の就労支援事業担当責任者等から構成され、就労支援事業を推進するため、支援対象者等との面接、支援メニューの選定等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共職業安定所により保護観察所等への巡回相談を実施すること</li> <li>・ 保護観察所は、毎年 4 月 1 日現在の協力雇用主（注）の名簿を、5 月末日までに公共職業安定所に提供すること（時期の明示）</li> </ul> <p>（注）定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用し改善更生に協力する者として、保護観察所に登録のあった民間の事業主</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"><li>就労支援事業の年間実施計画の作成については、最低限、新たに定めた様式例に記載の内容を盛り込むこと</li></ul>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(2) 職業訓練の適正かつ効果的な実施</b>  <b>(勧告要旨)</b>            法務省は、職業訓練を適正かつ効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 定員充足率が低調である職業訓練科目については、その原因を的確に把握・分析し、訓練科目や定員の見直しなど、所要の措置を適切に講ずること。</p> <p><b>(説明)</b>  <b>《制度の概要》</b>            ○ 刑務所は、受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させるために職業訓練を実施</p> <p><b>《調査結果》</b>            ○ 定員充足率が低調である職業訓練科目が 101 科目中 30 科目 (20 刑務所中) (24 年度の例)            建設機械科 16.7%、配管科 30% 等</p> <p>○ 定員充足率が低調である職業訓練科目について、具体的な原因分析や定員を充足させる取組が十分に行われていない例 (3 刑務所)</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 定員充足率の低調な板金科、機械科、印刷科、配管科を平成 26 年度から廃止したほか、現在、職業訓練の充足率調査を実施中であり、当該調査結果を踏まえ、充足率が低調である職業訓練科目の原因分析を行い、充足率向上に向けた取組等について更に進めていく予定である。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>② 総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所は、訓練生候補者を推薦する刑務所との間で選定基準を適切に共有するとともに、訓練生の選定に際しては、書類審査に加え、必要に応じて実施刑務所と推薦刑務所との間で協議する仕組みを講ずること。</p> <p>また、総合訓練及び集合訓練を実施する刑務所が、訓練生候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対し、その理由を教示し、業務の効率化を図ること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 職業訓練は、以下の3つの方法により実施</p> <p>i) 全国の刑務所から訓練生を受け入れて行う「総合訓練」</p> <p>ii) 主に矯正管区管内の刑務所から訓練生を受け入れて行う「集合訓練」</p> <p>iii) 自庁に収容している受刑者を訓練生として行う「自庁訓練」</p> <p>○ 総合訓練及び集合訓練の場合、訓練生が選定されるまでの手続は、おおむね以下のとおり</p> <p>i) 訓練を実施する刑務所が、他の刑務所に対し、訓練生の候補者の選定を要請</p> <p>ii) 要請を受けた刑務所が、訓練を実施する刑務所が定める訓練生の選定基準を満たす者を候補者として推薦</p> <p>iii) 訓練を実施する刑務所が候補者を審査し、訓練生を選定</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 定員充足率が低調である総合訓練及び集合訓練の中には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練を実施する刑務所が、選定基準には明記されていない基準を選定の際に加え、候補者を不採用（1刑務所2科目）</li> <li>・ 訓練を実施する刑務所が、外形的な書類審査だけで訓練生を選定していることなどから、訓練生に選定される可能性がある候補者を不採用（2刑務所2科目）</li> <li>・ 訓練を実施する刑務所は、候補者を不採用にした場合、推薦した刑務所に対して不採用の理由を伝えることになっていない。</li> </ul>	<p>(法務省)</p> <p>○ 刑事施設の長に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練を実施する刑務所は、「受刑者等の作業に関する訓令」（平成18年5月23日付け矯成訓第3327号）に規定された選定基準に加え、施設独自に設けた選定基準の全てについて、訓練生を推薦する刑務所との間で適切に共有すること</li> <li>・ 訓練を実施する刑務所が、他の刑務所が推薦する訓練生候補者を選定する際、審査の結果、定員が充足できない場合には、推薦した刑務所との間で訓練生選定に関する協議を行うこと</li> <li>・ 訓練を実施する刑務所が候補者を不採用にした場合には、推薦した刑務所に対して、その理由を具体的に教示すること</li> </ul> <p>(「総合訓練及び集合訓練を行う職業訓練生を選定する際に留意すべき事項について」(平成26年5月9日付け法務省矯成第980号矯正局成人矯正課長通知))</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(3) 刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果の発揮</b>  <b>ア 就労支援指導の適正かつ効果的な実施</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>法務省は、刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果を発揮させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 就労支援指導に係る処遇指標の指定の徹底など、当該指導の実施の適正化を図ること。</p> <p>また、職業訓練及び就労支援指導の対象者に対しては、原則として、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に就労支援指導を実施すること。</p> <p>さらに、例外的に、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に当該指導を実施できない場合の対応方を適切に講ずることにより、就労支援指導を確実に実施すること。</p> <p><b>(説明)</b>  <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 刑務所では、受刑者に対し、就労に必要な基本的スキルとマナー（あいさつ、身だしなみ等）等を習得させる就労支援指導を実施</p> <p>○ 就労支援指導は、職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者等を対象として実施</p> <p>○ 就労支援指導の対象者には、「R6」という処遇指標の指定が行われ、指定された者は当該指導を受講する義務がある。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 処遇指標「R6」の指定漏れや、職業訓練を実施する刑務所で訓練期間中に就労支援指導が実施されず、機会を逸したことなどにより、本来、就労支援指導を受講すべきであったが受講していない受刑者が、抽出した225人中80人</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 刑事施設における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果を発揮させる観点から、刑事施設の長に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「改善指導の標準プログラムについて」(平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達)の趣旨を再確認し、処遇指標に基づく就労支援指導を徹底すること</li> <li>職業訓練を受けた全ての者に対して、確実に就労支援指導が実施されるよう、職業訓練を実施する施設において、当該訓練期間中に就労支援指導を実施すること</li> </ul> <p>(「就労支援指導及び重点的な就労支援の適正な実施について」(平成26年6月4日付け法務省矯成第1183号矯正局成人矯正課長通知))</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>イ 重点的な就労支援の推進</b> <b>（勸告要旨）</b></p> <p>② 刑務所において、職業訓練、就労支援指導、就労支援事業等の担当部門間の連携の強化や調整の適正化を図り、重点支援受刑者に対して、計画的かつ重点的な就労支援を確実に実施すること。</p> <p><b>（説明）</b> <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 刑務所では、就労支援による効果が特に期待できる受刑者（重点支援受刑者）を選定し、刑務所内に配置されている就労支援スタッフ又は保護業務担当職員若しくは刑務所長が指名した者（以下「就労支援スタッフ等」という。）により重点的な就労支援を実施</p> <p>○ 支援に当たっては、就労支援スタッフ等が「就労支援計画書」を作成し、同計画書に沿って重点的・計画的な就労支援を実施</p> <p>（注）刑務所内では、一般に、職業訓練は作業担当、就労支援指導は教育担当、就労支援事業や就労支援スタッフの業務に関することは分類担当が所掌している。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 重点的な就労支援が十分に行われているとは言い難い状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業のいずれかが未実施（抽出した重点支援受刑者 21 人中 16 人）</li> <li>・ 職業訓練及び就労支援指導が双方ともに未実施（同 21 人中 8 人）</li> <li>・ 就労支援計画書に具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が未実施（同 21 人中 4 人）</li> </ul>	<p>（法務省）</p> <p>○ 刑事施設の長に対し、重点的な就労支援の実施対象者に対しては、「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」（平成 23 年 4 月 19 日付け法務省矯成第 2304 号成人矯正課長通知）に基づく就労支援計画書を具体的に定めるとともに、各担当部門間の情報共有を徹底するよう指示を行った。</p> <p>（「就労支援指導及び重点的な就労支援の適正な実施について」）</p> <p>○ 平成 26 年 6 月 5 日に開催した刑事施設長会同において、「就労支援の効果的な実施の在り方について」を協議題とし、刑事施設の各課・部門が連携し、就労支援を全所的に取り組むための方策について、各刑事施設の具体的な取組内容を発表し合うなどにより協議を行った。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>2 刑務所出所者等の住居等の確保</b></p> <p><b>(1) 住居確保の推進</b></p> <p><b>ア 更生保護施設における受入れの促進</b></p> <p><b>(勸告要旨)</b></p> <p>法務省は、刑務所出所者等の更生保護施設における受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護観察所は、収容実績が低調な更生保護施設について、その原因を的確に把握・分析し、それらを踏まえ、当該施設の受入機能の強化等の取組を適切に推進し、収容保護率の向上を図ること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 更生保護施設は、保護観察所から委託を受けて、出所後に直ちに自立することが難しい者を宿泊させ、必要な指導を行い、円滑な社会復帰を支援する民間施設</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 更生保護施設への受入れが不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間収容率が全国平均（8割）を下回る更生保護施設が103施設中47施設</li> <li>・ 更生保護施設の収容実績が低調となっている原因を的確に把握していない例（1保護観察所）</li> </ul>	<p>(法務省)</p> <p>○ 平成26年6月17日に開催した地方更生保護委員会委員長・保護観察所長が参集した会議において、収容実績が低調な更生保護施設について、その原因を的確に把握・分析することを指示するとともに、更生保護施設の収容保護率の向上を図るための方策について協議を行った。</p> <p>○ 平成27年度概算要求において、更生保護施設の受入機能の強化（退所後の住居確保支援業務要員の配置、窃盗累入者を受け入れた場合の更生保護委託費の加算措置）に要する経費等を計上した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(勸告要旨)</b></p> <p>② 生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、帰住予定地の変更(変更先として更生保護施設等を含む。)の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察所では、受刑者等が刑務所等に収容中の段階から、出所後の帰住先の確保等、適切な生活環境をあらかじめ整えるための措置(生活環境の調整)を実施</li> <li>○ 生活環境の調整の結果は、保護観察所により「帰住可」、「調整継続」又は「帰住不可」の意見が付され、受刑者等が収容されている刑務所等を通じて本人に通知</li> <li>○ しかし、制度上、刑務所等においては、「帰住不可」と通知された者に対して、帰住予定地を変更するよう働きかけを行うことはされていない。</li> </ul> <p><b>《調査結果》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知のあった受刑者 200 人中 37 人に対して帰住予定地変更の働きかけが未実施</li> </ul>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事施設の長に対し、生活環境の調整の結果「帰住不可」の通知があった受刑者等に対し、帰住予定地を変更するよう助言・指導を実施することについて指示を行った。</li> </ul> <p>(「生活環境の調整の結果に対する帰住予定地の変更の働き掛けについて」(平成 26 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 1083 号矯正局成人矯正課長通知))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察所に対し、生活環境の調整を通じ、「帰住不可」とした受刑者等について、他の適当な帰住予定地及び引受人に係る情報を積極的に収集し、これを刑事施設へ提供するほか、当該受刑者等に対する助言その他必要な協力を刑事施設に求めることなど、生活環境調整の適切な実施について指示を行った。</li> </ul> <p>(「生活環境の調整の結果「帰住不可」の通知があった受刑者等に対する帰住予定地の変更の働き掛けについて」(平成 26 年 6 月 10 日付け法務省保護局観察課長事務連絡))</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>イ 自立更生促進センターにおける受入れの促進</b> <b>(勸告要旨)</b></p> <p>また、法務省は、国が運営する各センターの果たすべき役割を十分に発揮するとともに、地域住民の理解と協力の下、各センターにおける受入れを促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 親族等や更生保護施設等への生活環境の調整の結果、「帰住不可」の通知があった受刑者等に対して、各センターへの帰住予定地の変更の働きかけを刑務所等が保護観察所と連携して適切に行う仕組みを設けること。</p> <p>また、各センターを管轄する保護観察所は、当該センターにおける処遇の特徴や役割など、受刑者等への働きかけに資する情報を適切に刑務所等に提供すること。</p> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 自立更生促進センターとは、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰が難しい刑務所出所者等を対象とした国立の更生保護施設。福岡県、福島県、北海道及び茨城県の4か所に設置</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 全国4センターの年間収容率の平均が3割と低調</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 刑事施設の長に対し、生活環境の調整の結果「帰住不可」の通知があった受刑者等に対しては、帰住予定地を変更するよう助言・指導を実施するとともに、地方更生保護委員会及び保護観察所から自立更生促進センターなどへの帰住予定地の変更について特に依頼がなされている者については、地方更生保護委員会及び保護観察所の意向を踏まえた助言・指導を実施することについて指示を行った。</p> <p>(「生活環境の調整の結果に対する帰住予定地の変更の働き掛けについて」)</p> <p>○ 保護観察所に対し、生活環境の調整を通じ、「帰住不可」とした受刑者等について、自立更生促進センターを含む他の適当な帰住予定地及び引受人に係る情報を積極的に収集し、これを刑事施設へ提供することなどについて指示を行った。</p> <p>(「生活環境の調整の結果「帰住不可」の通知があった受刑者等に対する帰住予定地の変更の働き掛けについて」)</p> <p>○ 平成26年6月26日に開催した平成26年度自立更生促進センター等連絡協議会において、各自立更生促進センターに対し、総務省による勧告内容を周知し、受入促進について協議・検討した。</p> <p>上記協議を受け、平成26年10月から、保護観察所の長が、生活環境の調整の結果、「帰住不可」等の意見を付す際に、自立更生促進センターへの入所候補者を検討する「自立更生促進センター等入所候補者検討シート」を作成し、地方更生保護委員会に送付することで、入所候補者を適時・適切に選定する取組を試行している。</p> <p>また、各センターにおいては、受入促進のため、これまで受入実績のなかった刑事施設に働きかけを行うとともに、地方更生保護委員会や保護観察所に対するセンターの周知活動に取り組んだ。特に、福島自立更生促進センターについては、地域住民の理解と協力を得て、福島自立更生促進センター運営連絡協議会で協議を重ね、入所可能な枠の拡大を図った。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>(「自立更生促進センター等入所候補者検討シートの試行について (通知)」(平成 26 年 9 月 24 日付け法務省保観第 106 号法務省保護局観察課長通知)、「福島自立更生促進センターの入所者等に係る運営方針について」(平成 26 年 9 月 1 日付け法務省保護局観察課処遇企画官事務連絡))</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>② 各センターにおいて、効果の検証に資する十分な実証データ等に基づき、新たな処遇プログラム等を開発し、更生保護施設等への普及を着実に推進すること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 法務省は、薬物使用等の特定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するために、専門的知見に基づき開発した処遇プログラム等による処遇を実施</p> <p>○ 自立更生促進センターは、入所者を対象とした処遇のデータ等に基づき、新たな処遇プログラム等を開発し、その効果を検証するとともに、民間の更生保護施設等においても活用できるよう、これらを普及させる役割も担う。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 自立更生促進センターにおいては、新たな処遇プログラム等の開発の努力はなされているものの、収容率が低調であることから、これらの効果検証に資する実証データ等が十分に蓄積されておらず、また、更生保護施設等への普及にまで至っていない状況</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 平成 26 年 6 月 26 日に開催した平成 26 年度自立更生促進センター等連絡協議会において、各自立更生促進センターに対し、総務省による勧告内容を周知し、プログラムの開発等について協議・検討した。</p> <p>当該協議を踏まえて、各センターにおいては、プログラムの開発を進めているところである。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(2) 福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施</b></p> <p><b>ア 特別調整対象者の適時・適切な選定</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>法務省は、福祉的な支援が必要な高齢者・障害者に対する「特別調整」の適正かつ円滑な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑務所等において、特別調整候補者の選定期間の早期化を図り、保護観察所が選定に要する期間を考慮した上で特別調整候補者を通知するなど、支援センターの調整期間を十分に確保するための実効的な方策を講ずること。</p> <p>また、保護観察所が開催する「連絡協議会」の充実を図るなど、刑務所等における特別調整候補者の選定段階からの関係機関における情報共有及び連携の強化を一層図ること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 法務省は、厚生労働省と連携し、高齢又は障害により福祉的な支援が必要な受刑者等に対し支援を行う「特別調整」を実施</p> <p>○ 特別調整の支援を開始するまでの手続はおおむね以下のとおり</p> <p>i) 刑務所等において特別調整候補者を選定し、保護観察所に通知</p> <p>ii) 通知を受けた保護観察所が、特別調整対象者として選定</p> <p>iii) 保護観察所は、対象者について、適切な福祉サービスが受けられるよう、地域生活定着支援センター（以下「支援センター」という。）に協力を依頼</p> <p>iv) 支援センターが対象者の受入先等の調整を実施</p> <p>○ 刑務所等は、支援センターが特別調整対象者の受入先等の調整を行うための期間を確保するため、保護観察所が対象者の選定を出所日の6か月以上前に行えるよう、候補者を速やかに選定し、保護観察所に通知</p> <p>○ 保護観察所は、刑務所等と連携して、支援センター、地方公共団体、更生保護施設等からなる「連絡協議会」を、原則、各年度に1回開催</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 刑務所における特別調整候補者の選定が遅延し、支援センターによる調</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 矯正施設及び更生保護官署に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刑事施設から保護観察所への特別調整候補者の通知について、遅くとも出所の8か月前程度に、また、特別調整候補者が他の都道府県に帰住する見込みが高い場合には遅くとも10か月前程度に行うよう配慮すること</li> <li>少年院においても、引き続き調整期間が6か月以上確保できるように配慮すること</li> <li>特別調整候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター間において、現在有している福祉に関する情報の共有や今後必要となる福祉に関する情報の確認・照会事務の役割分担等について適宜協議することなど、関係機関における情報共有及び連携の強化を図ること</li> </ul> <p>(「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成26年7月31日付け法務省矯正局成人矯正課及び少年矯正課補佐官事務連絡)、「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成26年8月1日付け法務省保護局観察課事務連絡))</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>整期間が確保できないために、保護観察所が支援センターへの協力依頼を断念した例（3保護観察所）</p> <p>○ 特別調整候補者の選定段階から刑務所等、保護観察所、支援センターが参画し、早期から情報共有を図っている例（3保護観察所）</p>	

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>イ 特別調整対象者との面接（面会）の適切な実施 （勧告要旨）</b></p> <p>② 刑務所等において、支援センターから特別調整対象者との面接（面会）の要請があった場合には、刑務所等は、支援センターと事前に十分な調整を行った上、規律及び秩序の維持等の事情により実施できない場合を除き、面接（面会）の機会を十分かつ適切に確保すること。</p> <p><b>（説明）</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 支援センターは、特別調整対象者に必要な福祉サービスの内容を確認し、又は福祉サービスを受けるに当たっての問題点等を把握するため、特別調整対象者と面接（面会）又は通信を実施</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 特別調整対象者との面接（面会）が刑務所により制限されており、円滑な支援に支障が生じているとしているもの（2支援センター）</p>	<p>（法務省）</p> <p>○ 刑事施設の長に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別調整を行うに当たって、支援センターから特別調整対象者との面接等の要請があった場合には、あらかじめ支援センターと十分な調整を行った上、規律及び秩序の維持等の事情により実施できない場合を除き、面接等の機会を十分かつ適切に確保すること</li> <li>・ 支援センターの職員が特別調整対象者と面会を行う場合には、面会回数の制限は行わないこと</li> <li>・ 支援センターの職員と特別調整対象者との面接等を行うに当たっては、分類部門（特別調整の担当部門）だけでなく、処遇部門（面会の担当部門）等の関係部門との間において、確実に情報を共有するなどして、面接等の円滑な実施に努めること</li> </ul> <p>（「特別調整対象者と地域生活定着支援センター職員との面接等を行うに当たって留意すべき事項について」（平成 26 年 6 月 11 日付け法務省矯成第 1291 号矯正局成人矯正課長通知））</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>ウ 支援センターに対する福祉に関する情報の適切な提供</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <p>③ 支援センターの特別調整事務の迅速かつ円滑な実施に資するよう、刑務所等における特別調整候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所及び支援センター間において、必要となる福祉に関する情報の確認・照会事務の役割分担を協議・決定する仕組みを講ずること。</p> <p>また、事務処理の効率化の観点から、刑務所等又は保護観察所が入手した福祉に関する情報については、個人情報保護の観点から支障のない範囲において、原本又は写しを含め、保護観察所又は支援センターに適切に提供すること。</p> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 支援センターが特別調整対象者の受入先の調整等を行うに当たっては、あらかじめ年金受給資格、障害者手帳の有無、戸籍、住民票等の福祉に関する情報が必要</p> <p>○ これらの情報の確認・照会を刑務所等と保護観察所のどちらが行うべきかの役割分担については、明確な根拠がない状況</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 刑務所及び保護観察所により福祉に関する情報の確認・照会が行われていないこと等から、支援センターにおいて、調整業務に支障等があるとしているもの（3支援センター）</p> <p>○ 刑務所が入手した福祉に関する情報の原本又は写しが保護観察所へ送付されていないため、保護観察所で改めて入手し直していた例（2保護観察所）</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 矯正施設及び更生保護官署に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別調整候補者の選定段階から、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター間において、現在有している福祉に関する情報の共有や今後必要となる福祉に関する情報の確認・照会事務の役割分担等について適宜協議することなど、関係機関における情報共有及び連携の強化を図ること</li> <li>地域生活定着支援センターが行う事務の迅速かつ円滑な実施に資するよう、保護観察所から地域生活定着支援センターに協力を求めるに当たっては、保護観察所は福祉に関する必要な情報（戸籍情報、住民登録情報、過去に受けていた福祉サービスに係る情報等）の提供に努め、特に矯正施設において戸籍及び住民票を取得していない場合、保護観察所から地方公共団体に対する照会を行い、地域生活定着支援センターに情報提供すること</li> <li>刑務所等又は保護観察所が入手した福祉に関する情報については、個人情報保護の観点から支障のない範囲において、原本又は写しの送付による提供を含め、適切に保護観察所又は地域生活定着支援センターに提供すること</li> </ul> <p>(「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成26年7月31日付け法務省矯正局成人矯正課及び少年矯正課補佐官事務連絡)、「高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた調整に係る質疑応答について」(平成26年8月1日付け法務省保護局観察課事務連絡))</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p style="text-align: center;"><b>エ 特別調整対象者の保護上移送の適切な実施</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 刑務所等が実施する特別調整対象者の保護上移送については、関係通知等を見直し、出所後、直ちに福祉的な支援へとつなげる観点から、帰住地が遠隔地である場合は原則として保護上移送を実施すること。</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 刑務所等では、特別調整対象者が、次の i) から iii) までの事項全てに該当する場合は、入所中の刑務所等から帰住地に近接する刑務所等への移送（保護上移送）を検討（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について」（平成 22 年 11 月 17 日付け法務省矯成第 7275 号矯正局成人矯正課長・少年矯正課長通知。以下「旧通知」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること</li> <li>ii) 本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段や距離等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること</li> <li>iii) 出所時、地域生活定着支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと</li> </ul> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 刑務所等において特別調整対象者の保護上移送が未実施のため、出所後、直ちに福祉的な支援につなげる上で支障等となっているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センター職員が帰住地まで送り届ける際、特別調整対象者が途中で失踪したもの（1 支援センター）</li> <li>・ 支援センター職員が刑務所から遠隔の帰住地まで特別調整対象者を送り届けなければならないため、途中で行方不明になる危険性があった、又は負担となったとしているもの（3 支援センター）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(法務省)</p> <p>○ 旧通知を廃止し、新たに下記通知を発出し、特別調整対象者の保護上移送について、従来、その検討を行う要件の 1 つとしていた「出所時、地域生活定着支援センターの職員や帰住先となる福祉施設等の職員などの適当な者が本人を出迎えることができないこと」を削除し、「生活環境の調整の結果、福祉施設等への帰住が確保されていること」及び「本人の心身の状況、帰住先となる福祉施設等への交通手段や距離等を考慮すると、帰住先となる福祉施設等に単独で向かうことに相当な困難が伴うと認められること」に該当する場合に、原則として帰住地に近接する刑事施設への保護上移送の実施を検討することとした。</p> <p>また、少年院（分院）においても、刑事施設の運用を参考にして、保護上移送の実施を検討することとした。</p> <p>（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等における留意事項について」（平成 26 年 5 月 27 日付け法務省矯成第 1142 号矯正局成人矯正課長・少年矯正課長通知）</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>3 満期釈放者に対する指導・支援の充実</b>  <b>(1) 満期釈放者に対する指導の充実</b>  <b>(勸告要旨)</b></p> <p>法務省は、満期釈放者の出所後における社会生活への円滑な移行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 満期釈放者に対する釈放前指導について、満期釈放者の特性等を考慮した独自の標準的かつ具体的な指導内容を策定するとともに、当該指導内容に応じた指導時間を十分に確保するため、標準的な指導時間及び指導時間の下限を定めること。</p> <p>さらに、釈放前指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から釈放を見据えた指導を新たに導入し、これらを一体的に運用するなどにより、満期釈放者に対する指導を充実させること。</p> <p><b>(説明)</b>  <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 刑務所は、釈放前の受刑者に対し、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や釈放後の生活に関する指導等（釈放前指導）を実施</p> <p>○ 釈放前指導は、法務省が定める標準カリキュラムに基づき、刑務所長が実践カリキュラムを定めて実施</p> <p>○ 釈放前指導の期間は標準2週間であるが、延長又は短縮することができることとされている。しかし、少なくとも3日を下回ってはならないこととされている。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 仮釈放者に対する釈放前指導は、20 刑務所全てにおいて2週間（14日間）以上行うこととされていたのに対し、満期釈放者に対する釈放前指導は、12 刑務所において3日間に短縮され、指導内容が標準カリキュラムと比べ、大きく簡略化</p> <p>○ ビデオ視聴を中心に3日間の指導時間の合計が僅か3時間弱のもの（1 刑務所）</p> <p>○ 一方で、従来からの釈放前指導に加え、満期釈放者に対する指導を追加的に導入しているもの（1 刑務所）</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 刑事施設の長に対し、以下について指示を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導内容について、釈放前の指導の標準カリキュラムのうち、仮釈放者に係る指導を除いた事項を満期釈放者に対する指導事項とすること</li> <li>・ 満期釈放者の特性等を考慮して新たに作成・配布した指導用教材等を活用した指導を行うこと</li> <li>・ 指導時間数について、釈放前の指導の標準カリキュラムにおける指導時間である24時間から、仮釈放者に係る事項の指導時間を除く22時間を満期釈放者に対する指導時間数の下限とすること</li> <li>・ 釈放前の指導に加え、満期釈放が見込まれる時期から、一般改善指導として釈放前の指導に準じる内容の指導を開始するなどして、釈放前の指導を補完すること</li> </ul> <p>(「満期釈放者に対する釈放前の指導の充実について」(平成26年4月24日付け法務省矯成第889号矯正局成人矯正課長通知))</p> <p>○ 平成26年6月5日に開催した刑事施設長会同において、「刑期の満了により釈放される者に対する社会復帰に向けた計画的な指導の在り方について」を協議題とし、釈放前の指導の充実化に向けた取組を推進するための方策等について協議を行った。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(2) 満期釈放者に対する保護カードの適切な交付</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <p>② 保護カードの交付に当たっては、交付を希望しない者に対しても、更生保護法で定める基準に従い、出所後に更生緊急保護が必要となるか否かの判断を的確に行い、更生緊急保護の必要があると認められる満期釈放者に対する保護カードの交付を徹底すること。</p> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護観察所では、満期釈放者等の申出に基づき、緊急に、金品や宿泊場所の供与等を行う更生緊急保護を実施</li> <li>○ 一方、刑務所では、満期釈放者が出所する際、更生緊急保護の必要があると認めるとき、又はその者がこれを希望するときは、その者に対し、「更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面」(保護カード)を交付</li> </ul> <p><b>《調査結果》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20 刑務所における保護カード交付率(満期釈放者全体に占める保護カード交付者数の割合)は、平成 22 年から 24 年までの 3 か年平均で 35.3%</li> <li>○ 本人が希望する場合のみ保護カードを交付し、刑務所において更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの(2 刑務所)</li> <li>○ 福祉的な支援が必要な者以外の満期釈放者に対しては、刑務所が更生緊急保護の必要な満期釈放者か否かについての判断を行っていないもの(3 刑務所)</li> </ul>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事施設の長に対し、満期釈放者が釈放される際、更生緊急保護の必要性について確実に判断し、その結果について適宜の様式で記録に残すとともに、更生緊急保護が必要な者に対する保護カードを確実に交付するよう指示を行った。</li> </ul> <p>(「更生緊急保護が必要な満期釈放者に対する保護カードの確実な交付について」(平成 26 年 5 月 15 日付け法務省矯成第 1014 号矯正局成人矯正課長通知))</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>(3) 更生緊急保護に係る全国共通の電話番号の導入</b> <b>(勧告要旨)</b></p> <p>③ 更生緊急保護を必要とする満期釈放者が確実に当該制度を利用できるよう、全国共通の電話番号を導入し、満期釈放者に周知すること。</p> <p><b>(説明)</b> <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 保護観察所では、満期釈放者等の申出に基づき、緊急に、金品や宿泊場所の供与等を行う更生緊急保護を実施</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 親族、知人等の帰住先のない満期釈放者のうち、更生緊急保護を申し出ない者は少なくとも2割以上いると推計されており、この中には、更生緊急保護を申し出ようとしたにもかかわらず、保護観察所の所在地や連絡先が分からないこと等のために申し出てこない者もいるものと推測</p> <p>○ 法務省のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窃盗受刑者（再入所者等）の約3割（28.4%）が、事件を起こす前に「誰かに相談したかったが、誰に相談したらいいか分からなかった」と回答</li> <li>・ 受刑者の7割以上の者が、社会復帰に当たり必要な支援として「困ったときに適切な支援を教えてくれること」と回答</li> </ul> <p>○ 一方、法務省は、満期釈放者に対し、全国の保護観察所の所在地や連絡先を特に周知はしていない。</p>	<p>(法務省)</p> <p>○ 平成27年度概算要求において、保護観察所の所在地や連絡先が分からないために更生緊急保護の申出をしない者について、より円滑に更生緊急保護の申出ができるようにするため、全国共通の電話番号を設置する経費を計上した。</p>